

令和5年度大津市介護サービス事業所等就職支援給付金に関するQ & A

Q 1	介護サービス事業所等とは、どこまでの施設、事業所を指しますか。
A 1	介護保険法に基づく介護サービス（介護予防サービス）を提供する介護施設・サービス事業所が対象です。詳しくは支給基準の別表第1をご確認ください。
Q 2	採用前1年間に、大津市内の介護サービス事業所等に勤務していた者は対象外とありますが、なぜですか。
A 2	本給付金は、新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延の影響等により、これまで以上に手厚い人員配置の必要が生じる介護サービス事業所等への、一定以上の期間の安定的雇用を促進することを目的としています。したがって、就職された方が給付金の給付自体を目的に、市内において離職・再就職をされると、却って事業所の運営を阻害することになるため、このような仕組みとしています。
Q 3	市外の事業所を1年以内に離職している人は対象となりますか。
A 3	市外事業所から市内への就職は給付金の対象となりますが、同一法人内で市外・市内事業所をお持ちの場合、市外・市内事業所間での事実上の異動となるような就職は同制度の主旨に沿わず、認められませんのでご注意ください。また、法人が別でも離職者と就職者が事実上トレードされていないかなど、適宜、調査し、市の判断で給付を認めない場合があります。
Q 4	令和5年4月1日付けで採用し、申請時点ですでに勤務から6か月が経過している場合、その職員は支給の対象となりますか。
A 4	対象となります。支給対象期間は令和5年4月～9月までの6か月とし、支給額は就職継続奨励金6万円、就労定着支援金6万円の計12万円とします。交付決定後、一括して支給対象職員に支給いただいて差し支えありません。
Q 5	採用から6ヶ月未満で離職が予定されている者は対象外ですが、その予定がなくても結果的に6ヶ月以内に離職した場合は給付金の対象とならず全額返還となりますか。
A 5	<p>法人が長期雇用を目的に雇用をしていれば、結果的に6ヶ月以内の離職があっても全額返還とはなりません。ただし、就労継続奨励金は勤務された月までしか支給されません。就労定着支援金も予定された最終月まで勤務がなければ支給されませんので、精算のうえ先に支給した給付金の一部を返還いただきます。</p> <p>(例)</p> <p>令和5年9月1日付けで採用、給付金を申請し、就労継続奨励金6万円、就労定着支援金6万円の支給決定を受けた。市から合計12万円の給付金を受け取り、支給対象職員に就労継続奨励金を毎月1万円支給していたが、11月30日付けで退職となった。</p> <p>就労継続奨励金（9～11月分） 3万円 → 返還不要（支給済みであること）</p> <p>就労継続奨励金（12～2月分） 3万円 → 返還要</p> <p>就労定着支援金 6万円 → 返還要</p>

Q 6	勤務があった月とは、15日以上勤務があった月に限るとのことですが、例えば6月から11月までの6か月のうち、8月だけは15日を勤務していない場合、どのように考えればよいですか。
A 6	8月は支給対象となりませんが、12月以降、制度の対象期間の最終月である2月までの月に、15日間の勤務があれば、当該月をカウントして6か月となります。（ご質問のケースでは、12月に15日以上勤務があれば、満額の支給が受けられます。）ただし、3月は対象月となりませんのでご注意ください。
Q 7	就労継続奨励金の最終月を待たずに、同一法人の他事業所に配置転換されたり、管理者に昇進した者は、異動後の月は支給対象となりますか。
A 7	支給の対象となる職種で配置転換される場合は対象となりますが、配置転換により介護職から事務職や管理者になる等、対象外の職種となった場合は当該月以降は支給対象外となります。なお、対象外職種への配置転換後の期間については、精算のうえ先に支給した給付金の一部を返還いただきます。
Q 8	市から法人への給付金の支給はどのように行われますか。
A 8	申請後、審査を経て予定される雇用の最大分を一括して法人の口座へ振込みにより支給します。
Q 9	支給対象職員への給付金の支給はいつ行えばよいですか。
A 9	原則として、勤務状況を確認した後、翌月払としてください。ただし、すでに経過している月（遡及分）については支給決定後、直ちに支給していただいて結構です。
Q10	12月1日に就職された方は、2月までの勤務が6か月に満たないこととなりますが、取り扱いはどうなりますか。
A10	12月1日に就職された方は、全ての月で対象となる（15日以上、週30時間以上）勤務を満たしていても、最大が3か月となりますので、就労継続奨励金は1万円×3か月＋就労定着支援金3万円の合計6万円となります。なお、12月2日以降に就職された方は、支給対象外です。
Q11	予定より早く退職した対象者がした場合の具体的な手続きはどのようになりますか。
A11	支給は、申請後に審査を経て、予定された最大分を支給しています。支給対象職員でなくなった者がいる場合、採用法人は速やかに「令和5年度大津市介護サービス事業所等就職支援給付金実績報告書」（様式第5号）を提出してください。実績を確認後、支給を要しなくなった給付金を大津市に返還していただきます。
Q12	市の予算の範囲内での支給とあるが、申請してもらえない場合があるのですか。
A12	この制度は市の予算の範囲内で支給されます。届出順により予算の範囲を超えたところで〆切となります。対象となった場合、「令和5年度大津市介護サービス事業所等就職支援給付金支給決定通知書」（様式第2号）により通知します。予算限度により対象外となった場合、担当者から至急電話にて申請法人へ連絡します。また、全体的な周知としてホームページに掲載します。

Q13	支給された給付金を、事業所全体の職員に均等に給付することはできますか。
A13	できません。本給付金は、申請書に記載された支給対象職員に全額を支給してください。
Q14	派遣社員や出向社員は対象ですか。
A14	基準に示すとおり、申請法人（事業所）に「新たに採用」された方が対象ですので、派遣元が雇用している社員は対象となりません。出向についても、申請法人が直接的に雇用契約を交わしているかどうかにより判断してください。
Q15	「令和3年度大津市新型コロナウイルス感染症対策に係る介護サービス事業所等就職支援事業給付金」とは別物の給付金ですか。
A15	給付金の名称や様式等に変更はありますが、給付要件や支給の仕方は同じものとなります。